



仙台市内の
昇降機等対象

↓ ↑
ii
※
**昇降機等の定期検査報告
の時期が変更できるよう
になります**

※エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機及びメリーゴーラウンド等の遊戯施設

令和8年4月1日から、仙台市建築基準法施行細則第6条の改正により、建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等の定期検査報告の時期を変更できるようになります。



■改正の内容

【改正前の定期検査報告の時期】

昇降機等の設置された日の属する月



【改正後の定期検査報告の時期】

従来の定期報告の時期に加えて、**報告月変更の届出をした場合は、変更前の報告月の6か月前までの任意の月に変更が可能となります。**

改正内容に関する市ホームページは左の二次元コードからアクセスしてください。



<問合せ先>

仙台市 都市整備局 建築宅地部 建築指導課

仙台市青葉区二日町12-34 オンワード樺山仙台ビル7階

TEL: 022-214-8348 FAX: 022-211-1918

詳細な改正内容は
裏面をご覧ください。

